平成２７年（フ）第１３８号
大分市横田２丁目10番38号　コーポ萱島Ａ105
債務者　安部田　亮
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
大分市大字鴛野519番地の５　コーポ賀来101
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
熊本県宇土市松原町47番地９　駅前団地15棟14号
債務者　津川　愼剣
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉467番地　駅東団地９号
債務者　佐藤　正八
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７号
長崎県平戸市田平町里免1301番地２　112、従前の住所長崎県松浦市御厨町北平免162番地
債務者　福海　　巌
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
松江市山代町736番地15、前住所松江市東朝日町94番地１
債務者　小玉　健吾
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
松江市東本町２丁目４番地　山忠ビル502
債務者　上之園　貢
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
北海道帯広市西25条南１丁目14番地64
債務者　福原　憲司（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
広島県東広島市八本松町飯田481番地１　財満借家
債務者　石尾たえ子（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
香川県高松市木太町3665番地５
債務者　桑田　一彦
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８号
香川県高松市塩上町２丁目14番１号
債務者　久保　栄三
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
香川県観音寺市茂木町３丁目５番７―201号シャイニングハイツ
債務者　白川　麻由（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１３号
香川県観音寺市池之尻町1056番地１　第２七宝荘108号
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３２号
茨城県日立市南高野町２丁目22番11号
債務者　星野　康智
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３３号
茨城県日立市東金沢町１丁目10番18号
債務者　岩崎　　博
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３４号
茨城県日立市十王町友部55番地６
債務者　後藤　賢一
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３６号
茨城県日立市大沼町３丁目25番４―301号
債務者　村上　理恵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
水戸地方裁判所日立支部